

# みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金

## 目的

三春町内の空き家の有効活用を図ることにより、町外からの移住及び町内在住者の定住化を促進するため、空き家の改修、除却及び状況調査等に対する補助を行います。

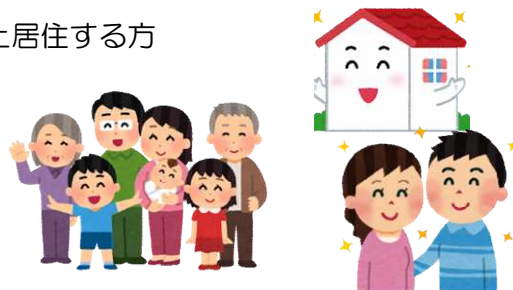
## 定義

空き家とは、三春町内に存在する住宅等で、現に居住の用に供していない家屋（居住者がいなくなって3ヶ月以上経過しているものに限る）とします。

## 対象者

- ・町内の空き家を改修し、改修した住宅に5年以上居住する方
- ・町内の空き家を除却後に住宅を新築し、新築した住宅に5年以上居住する方
- ・空き家の状況調査を行いたい方

※土地所有の有無は求めませんので、借地や親族の土地でも対象になります。



## 補助金の 内容

### ①空き家を改修する工事

対象費用の2分の1の額以内（上限は180万円）

### ②空き家の改修に併せて実施するハウスクリーニング及び残置物処分

対象費用の2分の1の額以内（上限は20万円）

### ③空き家を除却する工事

対象費用の2分の1の額以内 または 町の補助基本額に空き家の床面積を乗じて得た金額のいずれか少ない方（上限は100万円）

→ 除却後に住宅新築が条件となります。

※補助基本額は、事業実施年度の当初に町長が別に定めます。

令和8年度は、11,090円/m<sup>2</sup>となっています。

### ④空き家の状況調査

対象経費の2分の1の額以内（上限は4万円）



## 主な要件

- (1) 町内の事業者（町内に本店、支店または営業所等を有する法人及び個人事業者）が改修工事 または 除却工事を行うこと
- (2) 自己所有の住宅に居住していないこと
- (3) 定住、移住につながる事業であること
- (4) 市町村民税等の滞納がないこと  
（納税証明書又は完納証明書の提出が必要となります）
- (5) 令和8年3月末日までに事業が完了すること
- (6) 三春町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

三春町内の事業者



## 申込期限

[令和8年度] 令和8年12月25日（金） ※毎年度12月末日まで

## その他

- ・“三春町定住促進住宅取得奨励金”の交付を受けた方及び国、県等の他の補助金を受けた方は、この奨励金の交付を受けることはできません。
- ・事業の目的に反し、永く生活の本拠を本町に置かない場合は、補助金の交付決定を取り消すことができるものとします。また、既に補助金が交付されている場合は、その返還を命ずるものとします。

※「【フラット35】地域連携型」を利用する場合は、三春町空き家等情報窓口設置要綱第2条第1号に規定する「三春町空き家等情報窓口に登録された空き家」を取得し、改修することが条件となります。

## 必要書類

- ・事業実施計画書（様式第1号）
- ・空き家の所有者を確認できる書類  
（売買契約書、賃貸借契約書、登記事項証明書、固定資産税台帳の写し等）
- ・空き家の改修等の場合は、改修等の概要が分かるもの  
（位置図、配置図、建物平面図、見積書、その他の書類等）
- ・空き家の除却の場合は、除却後に建築する住宅等の概要が分かるもの  
（位置図、配置図、建物平面図、見積書、その他の書類等）
- ・空き家の写真（外観や内部）  
※様式はHPからダウンロード可能です。

## 事業の主な流れ

### 改修等

三春町内の空き家を町内の業者で改修し、定住します！

対象者

### 除却

三春町内の空き家を町内の業者で除却後に、住宅を新築して定住します！

### 実施計画書の提出

「事業実施計画書（様式第1号）」に必要書類を添えて、提出する。

### 補助金内示額の決定

町が計画内容を審査して、本事業の趣旨に合致するものと認めるときは、内示額が決定し、「みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金内示額通知書」が送付される。

### 補助金の交付申請

「みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付申請書（様式第2号）」に必要書類を添えて、申請する。

### 補助金の交付決定

町が申請内容を審査して、適当であると認めるときは、交付額を決定し、「みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付決定通知書」が送付される。

### 実績報告書の提出

事業が完了したら、1ヶ月以内または3月31日のいずれか早い日までに「みはるぐらし空き家改修等支援事業実績報告書（様式第7号）」に必要書類を添えて、報告する。

### 補助金の額の確定

町が報告内容を審査して、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、「みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付額決定通知書」が送付される。

### 補助金の請求

町より交付額決定通知を受けたら、速やかに「みはるぐらし空き家改修等支援事業補助金交付請求書（様式第8号）」に通帳の写しを添付して、交付金を請求する。

～三春町で一緒に暮らしましょう！～



ご不明な点があれば、いつでもお気軽にお問合せください。お待ちしております。

三春町建設課 建築グループ 0247-62-2113